

謄本・証明書などの交付申請について

申請は、当事者本人・利害関係を疎明した第三者・代理人弁護士によることが原則です。

申請方法は、基本的に次のとおりですが、詳しいことは、申請する各地方裁判所宛てに問い合わせてください。

【郵送申請の場合】

記入した申請書と下記の3点を同封の上、送付してください。

- ①収入印紙・・・原則として、証明書は証明事項1件につき150円、正本・謄本等は、用紙1枚につき150円
- ②84円切手（取得する枚数が5枚以上ならば94円以上の切手が必要になります。）
- ③返信先の記載のある返信用封筒

【来庁申請の場合】

- ①収入印紙・・・原則として、証明書は証明事項1件につき150円、正本・謄本等は、用紙1枚につき150円
- ②身分証明書（運転免許証、保険証等）及び認印

※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので郵便局などで購入してください。